

○地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（令和二年総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第二号）

最終改正 令和三年八月二日

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進に関する事項及び地域経済牽引支援機関の連携に関する事項を次のとおり定める。

第一 地域経済牽引事業の促進に関する事項

イ 地域経済牽引事業の促進の目標に関する事項

(1) 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

① 目指すべき地域の将来像の概略

地域経済分析システム等を活用して、地域経済牽引事業として促進しようとする産業及びその関連産業の構造、雇用状況、需要構造、地域内の事業者が地域経済に与える影響等の地域経済の定量的な把握及びその分析を行った上で、目指すべき地域の将来像の概略について定めるものとする。

## ② 目標値の設定

地域経済牽引事業の促進による経済的効果の目標として、基本計画の計画期間（基本計画の計画期間は原則五年とする。）における促進区域に係る地域経済牽引事業の促進による付加価値創出額の目標値を定めるものとする。

目標の設定に当たっては、地域経済牽引事業による付加価値創出額を積み上げる方法等により、基本計画に係る主務大臣の同意及び事後検証の際に、目標の設定方法、地域経済牽引事業の内容との関係性、目標の達成又は不達成の要因等について分析できるものとする。また、必要に応じて、目標を達成するためのプロセスを管理・計測するためのKPIを定め、補助的指標として活用するものとする。

### (2) 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

次に示す事項を目安として、地方公共団体において、地域経済牽引事業の目標設定を行うものとする。

地域経済牽引事業は、次の①から③までを全て満たす事業をいう。地域経済牽引事業計画の実施期

間は五年を超えない範囲で定めることとし、当該期間は、法第四条第六項の規定に基づき主務大臣が同意をした基本計画（法第五条第一項又は第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。）の計画期間の終期を超えて定めることができる。

① 地域の特性の活用

「ハ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する基本的な事項」に基づいて、同意基本計画に定める地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であると認められるものであること。

② 高い付加価値の創出

促進区域において新たな事業所が一つ立地するのと同等の付加価値額（具体的には、都道府県別一事業所当たりの平均付加価値額とする。）以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであること。

ただし、事業計画の実施期間が五年に満たない場合には、事業計画の実施期間に応じた付加価値額を定めることができる。

③ 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業の実施により、同意基本計画に定める次のいずれかの効果が見込まれること。

- ・ 地域の事業者との取引額が増加すること。
- ・ 地域の事業者の売上げが増加すること。
- ・ 地域の事業者の雇用者数が増加すること。
- ・ 地域の事業者の給与総額が増加すること。

ただし、事業計画の実施期間が五年に満たない場合には、事業計画の実施期間に応じた数値を定めることができる。

ロ 促進区域及び重点促進区域の設定に関する基本的な事項

(1) 促進区域の設定

促進区域は、基本計画の対象となる区域であり、原則として行政区画単位で定めるものとする。促進区域の設定に当たっては、「へ 環境の保全、土地利用の調整その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」に留意するものとする。

## (2) 重点促進区域の設定

### ① 重点促進区域の設定方法

促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（以下「重点促進区域」という。）を定める場合にあつては、地域の特性が顕著に存在する地域及びその周辺地域（工業団地、観光地、商業エリア、交通インフラ又は主要な大学若しくは研究機関が存在する地域等）を、その設定理由を明確にした上で、字単位で定めるものとする。ただし、字が住所に含まれていない場合には、図面等で定めることができる。重点促進区域の設定に当たっては、「へ 環境の保全、土地利用の調整その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」に留意するものとする。

### ② 工場立地特例対象区域の設定

重点促進区域において、市町村が工場立地特例対象区域を設定しようとする場合は、地番等を用いて定めるものとする。

ハ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性

に関する基本的な事項

地域の特性の設定に当たっては、地域経済分析システム等を活用した地域経済の定量的な把握及びその分析を行った上で、地域の特性（①産業の集積、②観光資源、③特産物、④技術、⑤人材、⑥情報、⑦インフラ、⑧自然環境（観光資源を除く。）、⑨その他）及び当該地域の特性を戦略的に活用する分野（①成長ものづくり、②農林水産・地域商社、③第四次産業革命、④観光・スポーツ・文化・まちづくり、⑤環境・エネルギー、⑥ヘルスケア・教育サービス、⑦その他）を、一基本計画当たり九個以内を目安として定めるものとする。

二 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、地域経済牽引事業に係る情報処理の促進のための環境の整備その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する基本的な事項

地方公共団体は、次の(1)から(3)までに定める事項に取り組むこととし、事業者が地域経済牽引事業を実施する際の予見可能性を高める観点から、その実施スケジュールを定めるものとする。

(1) 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備

地方公共団体は、地方税の減免措置や景観条例等の創設及び必要な制度の改廃など、地方公共団体

が地域経済牽引事業の促進のために促進区域で行う予定の制度の整備に関して、具体的に定めるものとする。

(2) 情報処理の促進のための環境の整備

地方公共団体は、促進区域で情報処理を活用した地域経済牽引事業の促進を行うために、公共データの民間公開等によって、様々なデータを地域経済牽引事業に活用できる環境を整備するよう努めるものとする。

なお、公共データの民間公開等を行う場合には、地方公共団体において定める個人情報保護条例等に基づいて適切な個人情報保護等の処置を行うものとする。

(3) その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する基本的な事項

① 事業者からの事業環境整備の提案への対応

地域経済牽引事業に関する各種規制や条例の適用及び運用に当たっては、地方公共団体が、法令等の遵守を前提に、その裁量の範囲内において、事業者の必要性に鑑みて規制や制度等の柔軟な運用や見直し等の事業環境整備を積極的に進めていくことが重要であり、地方公共団体は事業者から

の事業環境整備の提案に対応する体制の整備について定めるものとする。

② 事業者の成長促進等

事業者が、地域経済牽引事業の実施を通じて、雇用拡大等による成長を志向できる環境を整備するため、地方公共団体においても、国の施策の活用に加え、中小企業が中堅企業へと成長した後も、地域経済牽引事業の促進に当たって中小企業向けの支援策の活用を可能とするなど、企業の成長段階に応じた支援に取り組むとともに、企業の海外展開支援の強化を図ることが重要である。

③ 事業承継等によるサプライチェーンの再編・強化の支援

地域経済牽引事業の継続的な実施と地域の雇用の維持・確保は密接不可分の関係にあるため、地方公共団体は国の施策と連携しながら、事業承継等による地域のサプライチェーンの再編・強化に取り組むことが重要である。その際、都道府県知事は、組織再編行為が従業員等に与える影響が大きいことに鑑み、事業承継等を含む地域経済牽引事業計画を承認しようとする場合にあっては、雇用の維持に特に配慮するものとする。

④ 地域ブランドの育成・強化

地域の資源を活用した地域経済牽引事業の実施に当たっては、地域の資源をブランド化することにより商品等の付加価値を高めることが有効である。このため、地方公共団体は、関係団体、事業者等と連携し、地域を挙げた継続的な情報発信や地域全体を巻き込んだ活性化の取組を行うことにより、地域ブランドの育成・強化を図ることが重要である。

⑤ 研究開発や販路開拓等の支援

地域経済牽引事業の促進に当たっては、地域の企業の技術力の向上等により、競争力の向上や新分野への進出を促進することが重要である。しかしながら、比較的事業規模の小さい事業者にとっては、単独での新たな研究開発や販路開拓はリスクが大きく、ちゅうちよするおそれもある。このため、地方公共団体は、国の施策も活用しながら、中小企業・小規模事業者が大学・公設試験研究機関（工業試験場等）等の研究機関等と連携して行う研究開発や販路開拓等を支援することが重要である。

⑥ 地方創生関連施策等との連携

「まちづくり・ひとづくり・しごとづくり」を総合的に行う国の地方創生施策においては、地域

経済牽引事業の促進は、特に「しごと」創出の観点で、重要な役割を果たすものである。このため、地方公共団体は、地方創生関連施策と連携して地域経済牽引事業を促進することが重要である。

また、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和四十六年法律第百十二号。以下「農村産業法」という。）に基づく産業の導入の促進等を行う取組が地域経済牽引事業に該当する場合には、農村産業法に基づく実施計画を策定した上で、農村産業法の税制、融資等の活用を図ることが有効である。

#### ⑦ 人材育成支援

地方公共団体は、地域経済牽引事業の促進に当たって、国の施策の活用を図りながら、地域の教育機関等と連携して最適なプログラムの作成や研修等を行い、人材を育成することが重要である。地域の教育機関においては、地域や学校の実態に応じて、事業者等の協力を得ながら、地域の人材育成を進めることが重要である。

#### ⑧ 道路、港湾、空港等のインフラ整備との連携

物流コストの低減や人の移動の円滑化は、事業者の事業活動の効率化、関係事業者や研究機関等

との有機的な連携等の観点から重要であり、地方公共団体は、地域経済牽引事業の促進に当たって、広域的な視点も踏まえ、国との適切な役割分担の下、道路、港湾、空港等社会資本に関する整備計画との連携を図りつつ、戦略的に取組を進めることが重要である。

ホ 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業その他地域経済牽引事業を促進するために必要な総合的な支援体制の整備に関する基本的な事項

地域経済牽引支援機関及びその支援内容としては、次に掲げるものが想定される。地方公共団体は、これらを踏まえ、促進区域で期待される支援の事業内容とその主体、実施方法としての連携支援計画の作成等について定めるものとする。

(1) 技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進

公設試験研究機関による事業化につながる研究開発支援、技術移転機関等を活用した大学等の研究成果の事業者等への移転の支援、研究成果の普及等

(2) 市場に関する調査研究及び情報提供

市場ニーズと研究シーズのマッチング支援や、産業支援センター等が有する技術情報・人材情報・

特許情報・市場情報等の事業者が必要とする情報の提供等

(3) 経営能率の向上の促進

商工会・商工会議所、大学等による経営能率の向上に資する人材育成支援や地域銀行・信用金庫・信用組合等（以下「地域の金融機関」という。）、弁護士・公認会計士・税理士等によるローカルベンチマークを活用した経営改善支援等

(4) 資金の融通の円滑化

地域の金融機関が行う、技術開発、製品開発、生産、販売、流通等の事業の発展段階に応じた融資による支援等

(5) 研修

業界団体やNPO、中小企業診断士会等が実施する技術開発や販路開拓、労務管理・マネジメントの能力等の向上のための研修・セミナー等

(6) 事業承継等支援

地域経済牽引事業を行う事業者にとって必要不可欠な中小企業・小規模事業者等の事業承継等支援

や、地域経済牽引事業を行う事業者が関連する事業者の再編・統合等を行う場合の事業承継等支援へ環境の保全、土地利用の調整その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 地域振興に関する計画等との調和

基本計画及び土地利用調整計画と土地利用関係の諸計画等との調和を保つ観点から、基本計画の作成に当たっては、次に掲げる土地利用関係の諸計画等との調整方針等について具体的に定めるものとする。

① 国土形成計画・国土利用計画・土地利用基本計画

② 都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針

③ 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）に規定する基本方針及び基本計画

④ 河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国又は地方公共団体（港務局を含む。）の計画

⑤ 農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画

重点促進区域を定め、土地利用調整を行う場合にあつては、人口減少・高齢化の進行に加え、社会

資本の老朽化への対応も併せて求められている状況の下、都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりとこれと連携した公共交通のネットワークを形成することが重要であるため、市街地の拡散の防止を図るとともに、新たに大規模な公共施設整備を要することのないよう土地利用関係の各種計画との調和を図るものとする。

基本計画で定める重点促進区域における地域経済牽引事業について、市町村が、法第十一条第一項に基づく土地利用調整計画を作成し、地域経済牽引事業に係る土地利用の調整を行うべき区域として土地利用調整区域を定める場合には、土地利用調整区域は、地番単位で定めるものとする。

なお、基本計画の作成、市町村による土地利用調整計画の作成及び都道府県による同計画の同意に当たっては、都道府県において、庁内に部局横断的な調整の場や市町村に対するワンストップの相談窓口を設け、土地利用関係の諸計画等との整合を図りながら、調整が円滑に行われるよう取り組むことが望ましい。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

重点促進区域については、農業関連施設を整備するなど、土地を農用地区域から除外せずに地域経

済牽引事業の用に供することができるところを除き、農用地区域外の土地を優先して定めるものとする。

土地利用調整区域の設定に当たっては、既存の工業団地、遊休地、農村産業法に基づき造成された用地等の工場適地や業務用地の把握を行い、こうした用地を優先して定めるものとする。市町村においては、こうした工場適地や業務用地に関する情報を体系化し、事業者適切に開示するものとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を定めるものとする。

やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、市町村が土地利用調整区域を設定する際に行うべき調整について、次の考え方に基づく具体的な方針を、基本計画において、地域の実情を踏まえて定めるものとする。

① 農用地区域外での開発を優先すること

重点促進区域内に、都市計画法に基づく市街化区域（非線引き都市計画区域にあつては用途地域）が存在する場合には、これらに含まれる土地を優先的に土地利用調整区域として定めるなど、農

用地区域外での開発を優先すること。

② 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

農地において地域経済牽引事業の用に供する施設を整備することにより、

- ・ 集团的農地の中央部に他の用途の土地が介在することとなり、高性能機械による営農への支障が生ずる

- ・ 小規模の開発行為がまとまりなく行われることとなり、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生ずる

など、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生ずる事態が起きないようにすること。

③ 面積規模が最小限であること

土地利用調整区域として定める面積が、事業者の立地ニーズを踏まえ、地域経済牽引事業の用途に供するために必要最小限の面積であること。

④ 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した地域を含めないこと

土地改良事業等で、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓に該当するものを実施した農地に

ついて、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して八年を経過していないものは、土地利用調整区域に含めないこと。

⑤ 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業（以下「農地中間管理機構関連事業」という。）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと。また、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても、土地利用調整区域に含めないこと。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこと。加えて、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第八条第二項第一号に規定する農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先すること。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

① 市街化調整区域における土地利用の調整に関する基本的な考え方

重点促進区域及び土地利用調整区域の設定に当たっては、市街化区域（非線引き都市計画区域にあつては用途地域）内において現に宅地化された土地の活用を優先するものとする。

ただし、市街化区域において適切な土地がないと認められ、かつ、地形・環境等の自然的条件、雇用、交通、土地利用、産業等の経済的社会的条件及び災害の発生のおそれを総合的に勘案し、やむを得ないと認められる場合には、都市計画（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を含む）

）及び都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれることを前提に、市街化調整区域において重点促進区域及び土地利用調整区域を定めることを妨げないものとする。

この場合、重点促進区域及び土地利用調整区域の設定に伴い、市街化調整区域において大規模な公共施設整備を要することのないようにするとともに、地域経済牽引事業と関係のない施設、商業施設等の集客性のある施設又は住宅等の市街化を促進する施設の新たな立地を誘発しないことが求められる。

② 市街化調整区域における地域経済牽引事業の用に供する施設

(1)及び(3)①を踏まえ、市街化調整区域に設定される重点促進区域及び土地利用調整区域における地域経済牽引事業の用に供する施設としては、周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域において行うことが困難又は著しく不相当であつて、地域経済牽引事業の効果を発揮する上で次のような立地を得られることが特に必要であると認められる以下のものが考えられる。

(i) 流通の結節点

高速自動車国道、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港その他の物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に立地する食品関連物流施設、植物工場又は生体材料の研究施設若しくは工場

(ii) 原料調達地又は密接な関係のある既存施設の近傍

医薬品若しくは食品の原料若しくは材料として使用される農林水産物等の生産地等又は現に試験研究の用に供されている試験研究施設等の近傍に立地する研究施設又は工場

(4) 自然環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

環境保全上重要な地域においては自然環境の保全が特に必要であることから、促進区域には、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域並びに絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に規定する生息地等保護区を含まないものとする。重点促進区域には、このほか、自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）に規定する国立・国定公園区域や鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）に規定する鳥獣保護区を含まないものとする。また、重点促進区域に環境保全上重要な地域（重点促進区域から除くべき地域を除く。）を含む場合、地域経済牽引事業の実施により自然環境に重大な影響がないように十分な配慮をするものとする。

促進区域に環境保全上重要な地域（促進区域から除くべき地域を除く。）を含む場合には、地域経済牽引事業の実施により自然環境へ重大な影響がないように十分な配慮をするものとする。特に、促進区域に国立・国定公園区域を含む場合には、基本計画及び地域経済牽引事業計画と自然公園法第二条第五号に規定する公園計画等との整合を取るものとする。また、国立・国定公園を含む基本計画を作成する場合又は地域経済牽引事業計画を承認する場合には、国立公園にあつては地方環境事務所、

国定公園にあつては都道府県の自然環境部局と調整を図るものとする。なお、地方公共団体の条例により指定された保護区域等についても、それぞれの条例の目的や関係計画に基づき、適切な環境保全を図るものとする。

また、基本計画を作成する場合には、緑地の確保、大気汚染防止対策、廃水処理、土壌汚染防止対策、騒音・振動対策、悪臭対策、廃棄物・リサイクル対策、省エネルギー対策、地球温暖化対策など、事業活動に伴い課題が生じ得る事項に対する環境保全の取組、住民の理解を得るための取組について定めるとともに、防犯設備や防犯体制、犯罪や事故の発生時における警察への連絡体制の整備など、犯罪及び事故の防止、地域の安全と平穩、交通の安全等を確保するために効果を有する取組を住民の理解を得ながら行うことについて定めるものとする。

ト その他地域経済牽引事業の促進に関する重要事項

(1) P D C Aサイクルの強化

法の執行に当たっては、その実施状況について適切なK P Iを定めた上でP D C Aサイクルを確立し、法の執行改善、定期的な評価、見直し等を行うことが重要である。

このため、国及び地方公共団体は、基本計画及び地域経済牽引事業の進捗状況を取りまとめるものとする。具体的には、国は基本計画への同意の際に、地方公共団体による目標設定の方法、地域経済に与える影響、基本計画の目標と地域経済牽引事業の要件との関係性等についての説明を求めるとともに、毎年度、地方公共団体における基本計画の目標に対する進捗状況を取りまとめるものとする。また、地方公共団体は、それぞれの地域の実情を踏まえた基本計画の作成を行い、毎年度、地域経済の状況、承認した地域経済牽引事業計画の実施状況、地域経済牽引事業への支援措置、土地利用の調整の状況等、基本計画の進捗状況に関する取りまとめを行い、国に報告するものとする。

地方公共団体は、基本計画の計画期間終了後、継続して地域経済牽引事業を促進しようとする場合には、経済社会情勢の変化、事業者のニーズ、基本計画の実施状況等を評価した上で、改めて基本計画を作成するものとする。

## (2) 地域経済牽引事業促進協議会の設置

地域経済牽引事業の促進に当たっては、地方公共団体と地域の産学金の関係者が協力して地域経済牽引事業を推進する体制が必要である。このため、地方公共団体は、基本計画の作成、地域経済牽引

事業の案件発掘、承認地域経済牽引事業の進捗状況のフォローアップ等において、法第七条の規定に基づく地域経済牽引事業促進協議会を活用することが望ましい。

(3) 地域経済牽引事業計画に係る地域の成長発展の基盤強化に特に資する基準の評価体制の整備

国は、法第二十五条の課税の特例及び第二十六条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置に關して、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することに ついての確認を適切に行うため、評価委員会を設置し、その評価を踏まえるものとする。

評価委員会は、地域経済牽引事業計画を公正かつ適正に評価できる有識者、専門家等で構成することとし、案件に利害関係等を有する者は当該案件の評価に關与しないものとする。

第二 地域経済牽引支援機関の連携に関する事項

イ 地域経済牽引支援機関の連携の意義及び目標に関する事項

(1) 連携の意義

事業者が抱える課題は多様化・複雑化しており、地域経済牽引事業の実施に当たって、単一の地域経済牽引支援機関では的確な支援が困難であることも想定される。このため、地域経済牽引事業の支

援に当たっては、地域に存在する複数の地域経済牽引支援機関間で連携を図り、役割と責任を明確化した上で、それぞれの地域経済牽引支援機関が主体的に支援を行っていくことが重要である。

また、地域外に所在する地域経済牽引支援機関も含めた連携体制を構築することにより、地域内で不足する支援の機能を補完することも重要である。

## (2) 連携の目標

連携支援計画の作成に当たっては、(1)を踏まえ、次の事項について定めるものとする。

- ・ 支援対象とする事業分野
- ・ 地域における産学官金の地域経済牽引支援機関の連携による支援体制の構築
- ・ 地域の地域経済牽引支援機関の役割と責任の明確化
- ・ 地域内で不足する支援機能の地域外からの補完
- ・ 想定する支援件数

ロ 地域経済牽引支援機関の連携により実施する事業の内容及び実施方法に関する事項

## (1) 連携支援事業の内容

地域経済牽引支援機関が主に連携支援事業を実施する地域の特性等を踏まえ、連携支援事業の計画期間（連携支援計画の計画期間は原則五年とする。）において地域経済牽引事業に対して実施する支援の全体像やその実施時期等について定めるものとする。

また、連携支援計画については、主に連携支援事業を実施すると想定される地域の基本計画と整合を図るよう努めるものとする。

ただし、連携支援計画を申請する時点で、主に連携支援事業を実施すると想定される地域に基本計画が存在しない場合において、その後、基本計画が同意された場合には、当該基本計画と整合を図るよう努めるものとする。

## (2) 連携支援事業の実施方法

連携支援事業の実施に当たっては、研究開発等から販路開拓等まで地域経済牽引事業に必要な支援が提供されるように役割分担及び責任体制を明確化する必要があることから、次の事項について定めるものとする。

### ① 地域経済牽引支援機関間の具体的な役割分担及び責任体制

② 地域経済牽引支援機関間の連携体制の具体的な構築方法（地域経済牽引支援機関間での連携協定の締結や定期的な情報交換や連携方針を協議するための会議の開催等）

附 則

この告示は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

附 則 （令和三年三月二六日総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （令和三年七月三〇日総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第二号）

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。

